

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第7回）議事録

■日時 平成31年1月25日（金）午後3時28分～午後4時34分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

柳会長、平手第二部会長、池邊委員、日下委員、坂本委員、佐々木委員、寺島委員、西川委員、藤倉委員、宮越委員

■議事内容

審議

「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る項目別審議

⇒ 騒音・振動、土壌汚染及び電波障害について審議を行い、騒音・振動及び土壌汚染に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

平成 30 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 7 回）

速 記 録

平成 31 年 1 月 25 日（金）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 23

(午後 3 時 28 分開会)

○真田アセスメント担当課長 すみません、ちょっと時間は早いですが、皆さんお集まりで
ございますので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。
事務局から御報告申し上げます。

現在、第二部会委員 11 名のうち 10 名の御出席をいただいております、定足数を満たし
てございます。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○平手部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、
東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会
場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○平手部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書
案に係る項目別審議とその他となっております。

それでは、「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、騒音・振動について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、本日の資料 1 ページをお願いいたします。資料 1-1、騒音・振動の項目審議資
料でございます。

説明は、お手元の評価書案の冊子に沿って説明させていただきます。

評価書案の 247 ページをお願いいたします。

騒音・振動について説明いたします。

最初に、現況調査です。調査事項は、表に記載の騒音・振動の状況など 6 つの事項でござ
います。

おめくりいただきまして、250 ページをお願いいたします。

こちらが、環境騒音・振動調査地点の図でございます。●が調査地点で、4 地点を設定し

てございます。

右の 251 ページをお願いいたします。

こちらが、道路交通騒音・振動調査地点の図でございます。●が道路交通騒音・振動調査地点として 5 地点、それから●に近接するバーが断面交通量調査実施地点として 5 地点、それぞれ設定されてございます。青色の矢印がごみ収集車両の入車方向、それから赤色の矢印がごみ収集車両の出車方向でございまして、計画地南側の都道 450 号から計画地内に入車する形となっております。

1 枚おめくりいただきまして、252 ページをお願いいたします。調査結果でございます。

既存資料による道路交通騒音の測定結果はこちらの表に、そしてまた、測定地点は右の 253 ページの図に示すとおりでございます。8 地点の道路交通騒音（等価騒音レベル L_{Aeq} ）は、昼間 60dB～76dB、夜間 58dB～74dB で、環境基準を上回っている地点は、昼間及び夜間ともに No. 5、7、8 の 3 地点でございます。

1 枚おめくりいただきまして、254 ページをお願いいたします。

現地調査でございます。環境騒音の調査結果は、こちらの表に示すとおりでございまして、江戸川清掃工場の焼却炉停止時において、全地点とも法に基づく騒音に係る環境基準を下回る結果で、測定結果の範囲は、昼間 52dB～62dB、夜間 45dB～57dB となっております。また、道路交通騒音の調査結果は表に示すとおりで、調査地点 4 において昼夜とも法に基づく騒音に係る環境基準を上回る結果で、測定結果の範囲は、昼間 58dB～67dB、夜間 51dB～62dB となっております。

続きまして、振動の状況でございます。既存資料による道路交通振動の測定結果は表に、また、測定地点は 253 ページの図に示すとおりでございます。8 地点の道路交通振動（時間率振動レベル L_{10} ）は、昼間 41dB～54dB、夜間 37dB～51dB で、いずれも条例に定める日常生活等に適用する規制基準を下回ってございます。

256 ページをお願いいたします。

環境振動の調査結果は表に示すとおりで、江戸川清掃工場の焼却炉停止時において、全地点とも条例に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る結果でございまして、測定結果の範囲は、昼間 35dB～38dB、夜間 27dB～30dB となっております。また、道路交通振動の調査結果は表に示すとおりで、全地点とも条例に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る結果でございまして、測定結果の範囲は、昼間 34dB～52dB、夜間 27dB～41dB となっております。

少し飛びまして 270 ページをお願いいたします。

予測でございます。予測事項の工事の施行中は、建設機械の稼働と工事用車両の走行、それぞれに伴う騒音・振動、工事の完了後は、施設の稼働とごみ収集車両等の走行、それぞれに伴う騒音・振動としてございます。

予測の対象時点は、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う騒音は表に示すとおりで、建替工事の主な工種ごとに建設機械からの発生騒音レベルの合成値が最大となる月としてございます。なお、解体・土工事においては、解体する建物と建設機械を覆う全覆いテント等を使用しますが、発生騒音レベルの算定に当たっては、これによる減衰を考慮してございます。また、建設機械の稼働に伴う振動は表に示すとおりで、建替工事の主な工種ごとに建設機械からの発生振動レベルの合成値が最大となる月としてございます。工事用車両の走行に伴う騒音・振動については、工事用車両の走行台数が最大となる工事着工から 33 か月～36 か月目としてございます。

続いて、工事の完了後でございます。施設の稼働に伴う騒音・振動、それからごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動は、それぞれ施設の稼働が通常の状態に達した時点としてございます。

予測地域及び予測地点は、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測地域は、計画地の敷地境界から約 200m までの範囲とし、予測地点は、1 枚おめくりいただきまして、272 ページの図に示す計画地の敷地境界の各辺における最大値出現地点としてございます。また、工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測地点は、273 ページの図に示すとおり、現況調査を実施した 5 地点のうち、工事用車両の走行ルート沿いである道路端の 4 地点としてございます。

271 ページにお戻りください。

工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音・振動の予測地域は、計画地の敷地境界から約 200m までの範囲とし、予測地点は 272 ページの図に示す計画地の敷地境界の各辺における最大値出現地点としてございます。

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動の予測地点は、274 ページ、こちらをお願いいたします。こちらの図に示すとおり、現況調査を実施したごみ収集車両等の走行ルート沿いである道路端の 5 地点としてございます。

275 ページをお願いいたします。

予測方法でございます。工事の施行中の建設機械の稼働に伴う騒音の予測手順は、こちら

の図に示すとおりでございます。

278 ページをお願いいたします。

建設機械の稼働に伴う振動の予測手順は、こちらの図に示すとおりでございます。

281 ページをお願いいたします。

工事用車両の走行に伴う騒音については、道路環境影響評価の技術手法の予測手順に準じて、こちらの図に示すとおりとし、予測は、現況調査結果から現況ごみ収集車両等による騒音レベルの増加分を差し引き、工事用車両による騒音レベルの増加分を上乗せする方法としてございます。

287 ページをお願いいたします。

工事用車両の走行に伴う振動については、道路環境影響評価の技術手法の予測手順によりこちらの図に示すとおりとしまして、予測は、予測地点の現況調査結果に、工事用車両の走行による振動レベルの増加分を上乗せする方法としてございます。工事用車両による振動レベルの増加分は、工事中の将来交通量による振動レベルから現況交通量による振動レベルを引くことによって算出してございまして、現況交通量に現況ごみ収集車両等が含まれているため、現況ごみ収集車両による振動の影響は予測結果から除かれることとしてございます。

291 ページをお願いいたします。

続いて、工事の完了後でございます。施設の稼働に伴う騒音の予測手順は図に示すとおりで、予測は、施設の稼働による騒音レベルを予測計算する方法としてございます。

少し飛びまして 296 ページをお願いいたします。

施設の稼働に伴う振動の予測手順は図に示すとおりで、予測は、施設稼働による振動レベルを予測計算する方法としてございます。

1 枚おめくりいただきまして、298 ページをお願いいたします。

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音については、道路環境影響評価の技術手法の予測手順に準じて、こちらの図に示すとおりとしまして、予測は、現況調査結果から現況ごみ収集車両等による騒音レベルの増加分を差し引き、計画ごみ収集車両等による騒音レベルの増加分を上乗せする方法としてございます。

301 ページをお願いいたします。

ごみ収集車両等の走行に伴う振動については、道路環境影響評価の技術手法の予測手順により、図に示すとおりとしてございまして、予測は、予測地点の現況調査結果に計画ごみ収集車両等の走行による振動レベルの増加分を上乗せする方法としてございます。なお、計画

ごみ収集車両等による振動レベルの増加分は、計画将来交通量による振動レベルから現況交通量による振動レベルを引くことによって算出してございまして、現況交通量に現況ごみ収集車両等が含まれているため、現況ごみ収集車両による振動の影響は予測結果から除かれることとなります。

予測結果については、評価とあわせて御説明いたします。

318 ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。予測に反映した措置の工事の施行中は、工事用車両の走行に当たっては、規制速度を厳守すること。それから、計画地の敷地境界（北東側においては、緩衝緑地内）に仮囲い（高さ 3m）を設置すること。工事の完了後は、ごみ収集車両等の走行に当たっては、規制速度を厳守すること。工場設備は原則として屋内に設置する。また、必要に応じて周囲の壁に吸音材を取りつけるなど、騒音を減少させる対策を行うこととしてございます。

予測に反映しなかった措置について、工事の施行中は、既存施設の工場棟解体時には全覆いテントなどを設置し、建物全体と建設機械を覆う。それから、工事には可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用する。建設機械は点検及び整備を行い、良好な状態で使用し、騒音・振動の発生を極力少なくするよう努めるなど、こちらに記載の 7 つの事項がございまして。

それから、工事の完了後については、騒音対策が必要な機器（ボイラ用安全弁等）には消音器を設置する。また、給排気設備にはガラリやチャンバー室を設けるなど、必要に応じて騒音対策を講じること。それから、ごみ収集車両等の走行については、周辺環境に配慮するよう速度厳守などの注意喚起に努めること。振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取りつけるなどの防振対策を行うこととしてございます。

右の 319 ページをお願いいたします。

評価でございます。評価の指標は、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動、工事用車両の走行に伴う騒音・振動、工事の完了後の施設の稼働に伴う騒音・振動、ごみ収集車両の走行に伴う騒音・振動は、それぞれこちらのページに記載のとおりとなっております。

1 枚おめくりいただきまして、320 ページをお願いいたします。

評価の結果でございます。

工事の施行中の建設機械の稼働に伴う騒音の評価の結果は表に示すとおりで、予測結果は、

解体・土工事（39 か月目）で 76dB、躯体・プラント・外構工事（65 か月目）で 69dB であり、全ての地点において評価の指標とした騒音規制法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び条例に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を下回っております。さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画するなどの対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考察しております。

続きまして、建設機械の稼働に伴う振動の評価結果は、こちらの表に示すとおりで、予測結果は、解体・土工事（30 か月目）で 68dB、躯体・プラント・外構工事（65 か月目）で 68dB であり、全ての地点において評価の指標とした振動規制法に定める特定建設作業に係る規制基準及び条例に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準を下回っております。さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画するなどの対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられるとしております。

1 枚おめくりいただきまして、322 ページをお願いいたします。

工事用車両の走行に伴う騒音の評価の結果は表に示すとおりで、予測結果は 58dB～67dB であり、全ての地点において評価の指標とした環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を下回り、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は-0.8dB～-0.1dB でございます。工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルートへの限定、それから安全走行などにより騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいとしております。

工事用車両の走行に伴う振動の評価の結果は表に示すとおりで、予測結果は、昼間 37dB～58dB、夜間 33dB～50dB で、全ての地点において評価の指標とした条例に定める日常生活等に適用する規制基準を下回り、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する振動レベルの増加分は昼間 0.0dB～0.2dB、夜間 0.6dB～1.5dB でございます。工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルートへの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、走行に伴う振動の影響は小さいとしております。

1 枚おめくりいただきまして、324 ページをお願いいたします。

続きまして、工事の完了後でございます。

施設の稼働に伴う騒音の評価結果は、こちらの表に示すとおりで、予測結果は、昼間、朝・

夕・夜間共に 31dB～42dB で、全ての地点において評価の指標とした騒音規制法に定める特定工場等に係る規制基準及び条例に定める工場及び指定工場に係る騒音の規制基準を下回っております。さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置するなど、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられるとさせていただきます。

施設の稼働に伴う振動の評価結果は表に示すとおりで、予測結果は、昼間、夜間ともに 44dB～52dB であり、全ての地点において評価の指標とした振動規制法に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び条例に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準を下回っております。さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取りつけるなどの振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられるとさせていただきます。

1 枚おめくりいただき、326 ページをお願いいたします。

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価の結果は表に示すとおりで、地点 4 以外の予測結果は 58dB～67dB であり、評価の指標とした環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を下回っております。地点 4 の予測結果は 66dB でございまして、評価の指標とした環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を上回りますが、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は 0.0dB であり、現況と同程度と予測してさせていただきます。ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいとさせていただきます。

続きまして、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の評価結果は表に示すとおりで、予測結果は 40dB～58dB であり、全ての地点において評価の指標とした条例に定める日常生活に適用する規制基準を下回り、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する振動レベルの増加分は 0.0dB～0.5dB でございます。

走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいとさせていただきます。

本編での説明は以上でございます。

本日の資料 1 ページにお戻りください。1 ページの中ほどより少し下でございます。

都民の主な意見はございませんで、関係区長等の意見は、1 枚おめくりいただきまして、2 ページをお願いいたします。

江戸川区長からは、工事の施行中の騒音・振動ともに評価結果は基準値を下回っているが、

低騒音・低振動型の重機等を積極的に採用し、より一層の騒音・振動の低減に努められたい。
また、近隣住民などからの問い合わせ、要望があった場合には、誠意をもって対応するよう努められたいという意見と、ごみ収集車両などの走行に伴う騒音の評価結果において、一部環境基準を超過する地点がある。ごみ収集車両の走行に伴う影響は小さいと考えられるが、低公害型車両の積極的な採用や適正運用などにより、より一層の騒音低減に努められたいという意見をいただいております。

また、市川市長からは、具体的な工事計画の策定段階において、工事用車両が市川市内を走行することとなった場合は、大気汚染、騒音及び振動はもとより、近隣住民や通学児童などへの安全配慮の観点からも関係機関と協議を実施し、万全な対策を講じることという意見をいただいております。

以上を踏まえまして、御担当の坂本委員に御検討いただいた結果、意見ありとなっております。右の3ページのとおり意見となっております。

意見を読み上げさせていただきます。

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動について、大型車交通量における本事業の割合が高い地点があり、また、現況においても騒音の環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めることという意見でございます。

意見の取り扱いについての事務局案は、指摘の趣旨を答申案に入れるという案でございます。

騒音・振動の説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは坂本委員、何か補足することはございますでしょうか。

○坂本委員 今、御説明のあったとおり、この事業に伴う、例えば建設工事に伴う騒音が非常に影響が大きいということはないわけなので、事業による影響はそれほど大きくはないと思うのですが、区長からの意見も出ておりますし、現況で環境基準を超えている地点があるということで、工事が完了して運用の段階になったときに、ごみ収集車両の扱いで道路交通騒音を下げようという努力をしていただきたいという意見です。

それで、計算の方法が少し複雑でわかりにくいところがありまして、例えば322ページで、工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測が表8.3-44、現況調査があって、それに対して工事用車両が重なることによってどれだけ増えるか、これが-0.5になっているのですが、これだけ見ると何で下がるんだと思うのですが、これは、現況はごみ収集車両が含まれて例えば67dBで、工事中はごみ収集車両がなくなるので、その影響を引いた上で工事用車両が多少増

える分を加えると、結果的に-0.5 となるという論理です。これはよく読めば一応予測の手順のところにも一通りは書いてあるんですが、ちょっとわかりにくいので、そこを読んだ人にわかりやすいように表記していただけるとありがたいというふうに考えます。

以上です。

○平手部会長 現在でも十分にその旨が書かれているかなと思うのです。これではまだ足りないということでしょうか。

○坂本委員 足りないかなと思いました。

○平手部会長 わかりました。

では、いかがですか。

○森本アセスメント担当課長 補足説明、それから御指摘、ありがとうございます。

今、御指摘いただいたこの表の記載についてですが、今、御指摘いただいた点を事業者のほうに伝えまして、次の評価書に向けて書きぶりを改めることに向けて調整を進めてまいりたいと思います。

○坂本委員 御検討いただければと。

○平手部会長 それでは、何か御質問がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、騒音・振動につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

次に、土壤汚染について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、本日の資料 4 ページをお願いいたします。資料 1-2、土壤汚染の項目審議資料でございます。

こちらも評価書案に沿って御説明いたします。

評価書案の 329 ページをお願いいたします。

最初に、現況調査でございます。調査事項は、表に記載の土地利用の履歴等の状況など 8 つの事項でございます。少し中ほどに参りまして、土壤汚染の状況でございますが、現地調査の調査期間は、土壤、地下水質、それぞれ表に記載のとおりとなっております。

また、調査地点は、1 枚おめくりいただきまして、331 ページをお願いいたします。

こちらの図が土壤及び地下水質の調査地点を示す図でございまして、●が土壤調査地点と

して30地点、赤色の四角が地下水質調査地点として3地点、それぞれ選定されてございます。青色の矢印は地下水の流れでございまして、南東方向から北西方向に流れてございます。

333 ページをお願いいたします。

土地利用の履歴等の状況でございまして、こちらの表のとおりでございます。旧江戸川清掃工場建替えのため、当時の東京都清掃局が環境影響評価を行った結果、敷地内の東側を中心に平成5年当時の基準に定められた要処理基準を超える六価クロム、カドミウム、鉛、亜鉛で土壌が汚染されていることが判明した。このため、汚染土壌について封じ込め槽に封じ込める工事を行い、平成6年6月に同工事は完了し、汚染土壌として処理した土量は、非汚染土の一部を含め5,500m³となっております。

この封じ込め槽は、1枚おめくりいただきまして334ページ、こちらの図の青色の点線に示すとおり、計画地内の南側、それから東側（地下約2m）に存在しまして、南側が内寸法48m×21m×7m（深さ）、東側が内寸法38m×12m×4m（深さ）となっております。これらの槽は、こちらの南側の封じ込め槽がSMW、それから東側の封じ込め槽が防水シートで内張りした鋼矢板でそれぞれ遮水されてございまして、汚染土壌は不溶化处理の後、封じ込め槽に搬入されまして、覆土・アスファルト舗装で埋め立てられてございます。なお、平成5年の建設当時は土壌汚染対策法の施行前であり、要措置区域等の指定はございませんでした。

335 ページをお願いいたします。

土壌汚染の状況でございまして。計画地周辺の土壌汚染の状況ですが、計画地周辺における土壌汚染対策法に係る指定区域とその位置は、表及び336ページの図に示すとおりでございまして、指定基準に適合しない特定有害物質は、フッ素、ヒ素、鉛、六価クロムとなっております。

江戸川区内における地下水の水質調査結果は資料編に示すとおりでございまして、概況調査については、全地点において全項目が環境基準を下回ってございまして、継続監視調査については、3つの地点でヒ素の濃度が環境基準を超過してございます。

337 ページをお願いいたします。

計画地の土壌汚染の状況でございまして。計画地の土壌汚染の調査結果は、こちらの表と338ページの表に、それから地下水質の調査結果は339ページの表に示すとおりでございます。

土壌汚染については、全ての地点において条例の汚染土壌処理基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を下回ってございます。また、地下水質については、339ページの表にございまして、ヒ素が2地点で、それからフッ素が1地点で、それぞれ数字

のところアンダーバーがついているところですけども、そちらで環境基準を超過しまして、それ以外の項目については、地下水の水質汚濁に係る環境基準を下回っております。

少し飛びまして、346 ページをお願いいたします。

予測でございます。予測事項は、工事の施行中において、こちらに記載の3つの事項でございます。土壌中の有害物質などの濃度、それから地下水への溶出の可能性の有無、それから新たな土地への拡散の可能性の有無としてございます。予測の対象時点は、建設工事（掘削工事）に伴い建設発生土が排出される時点、または排出される期間としてございます。それから、予測地域は計画地内、予測方法は、現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法としてございます。

予測結果については、評価とあわせて御説明いたします。

348 ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。予測に反映した措置で、工事の施行中においては記載の措置を行うとしてございます。

まず、アの有害物質の土壌汚染状況調査等については、既存施設の除却に先立ち、東京都環境確保条例第117条等に基づき有害物質の土壌汚染状況調査などを行うとしてございます。調査に当たっては東京都土壌汚染対策指針等に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合は、工事の進捗に合わせて当該区画の調査を実施するとしてございます。なお、土壌汚染状況調査によって汚染土壌処理基準等を超過していると認められる場合、東京都土壌汚染対策指針などに基づき汚染土壌の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置といった関連法令に基づく適切な対策を講じ、事後調査報告書において報告するとしてございます。

また、イの建設発生土を搬出する場合の受入基準の確認については、建設発生土を搬出する場合は、土壌中の有害物質などが東京都建設発生土再利用センターなどの受け入れ基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシートがけなどを行い、搬出するとしてございます。

さらに、ウ汚染土壌の適切な処理については、アの調査において確認された汚染土壌を区域外へ搬出する場合、ガイドラインに基づき運搬車両にシートがけなどを行った上で適切に運搬する。それから、条例及び土壌汚染対策法に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出し、適切に処理するとしてございます。なお、ダイオキシン類における汚染が確認された場合は、こちらに記載のガイドラインに基づき適切に処理するとしてございます。

次に、予測に反映しなかった措置としては、(1) ア、またはイの調査において有害物質等による汚染土壌が確認された場合は、必要に応じ仮設の汚水処理設備などを設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、公共下水道に放流するとしてございます。

続いて、評価でございます。評価の指標は、工事の施行中において、こちらに記載の4つの事項としてございます。

続きまして、右の349ページ、評価の結果でございます。

ア土壌中の有害物質等の濃度については、施設稼働中において現況調査を行った範囲では、全調査地点の有害物質溶出量・含有量は、全調査項目で汚染土壌処理基準を下回り、ダイオキシン類についても環境基準及び調査指標値を下回ってございます。また、ごみや灰などに含まれる汚染物質は事前に除去されるため、工事中の作業により土壌が汚染されるおそれはないとしてございます。さらに、現況調査を実施できなかった既存施設の存在する範囲を含め、除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置など、関係法令に基づき適切に対策を講じるとしてございます。なお、本事業では汚染土壌封じ込め槽を改変する計画はなく、今後、封じ込め槽付近の土地が改変の対象になった場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じるとともに、東京都環境影響評価条例の手続の進捗状況に合わせてその内容を明らかにすることから、有害物質などが流出するおそれはないとしてございます。

また、地下水への溶出の可能性の有無については、不圧地下水について行った現況調査では、ヒ素とフッ素を除き地下水中の有害物質等の濃度は環境基準を下回ってございます。ヒ素及びフッ素については、346ページから347ページの予測結果で示したとおりでございまして、工場内の土壌汚染に由来する環境基準超過ではないと考察してございます。また、上記アに示すとおり、土壌汚染の拡大がないことから、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはなく、有害物質などが地下水へ溶出する可能性は低いと考えるとしてございます。

さらに、新たな土地への拡散の可能性の有無については、現況調査を行った範囲においては、汚染土壌は生じないと予測。また、現況調査を実施できなかった範囲においても、今後、除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査などを実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じることから、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考えるとしてございます。

こちらの評価書案の説明は以上でございます。

本日の資料4ページにお戻りください。4ページの中ほどより少し下でございます。

都民の主な意見、こちらはございませんでした。

関係区長などの意見は、右の5ページをご覧ください。

江戸川区長からは、土壤汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき土壤調査を実施し、汚染が判明した場合には、関係法令にのっとり適正に処理すること。また、工事の施行中に発生する地下水についても、関係法令にのっとり適正に処理することという御意見と、地下水基準を超過しているフッ素及びヒ素について、「工場内の土壤汚染に由来するものではない」としているが、建屋部分など土壤調査未実施箇所があるため、現段階では因果関係の判断ができないと考える。また、これは自然由来も含め、工場内の土壤汚染に由来するものではないということか、もしくは工場敷地外の汚染に由来するということなのか、評価理由を評価書などにおいて明らかにされたいという意見をいただいております。

市川市長からは、事業の実施に当たっては、本環境影響評価書案にのっとり実施することはもちろんのこと、今回、予測・評価項目としなかった水質汚濁などの項目を含め、新たに土壤の汚染が判明するなどの疑義が生じた場合、または知見の集積が得られた場合などについて適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適切な配慮を講じることという意見をいただいております。

これらを踏まえまして、御担当の佐々木委員に検討いただいた結果、意見ありとなっております。1枚おめくりいただきまして、6ページのほうにございます。

意見を読み上げさせていただきます。

汚染土壤封じ込め槽を改変することはないとしているが、封じ込めによる対策は工事の完了後も継続することから、構造を明らかにした上で、機能が維持されるよう適切に管理することという意見でございます。

意見の取り扱いについての事務局案は、指摘の趣旨を答申案に入れるという案でございます。

土壤汚染についての説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは佐々木委員、何か補足することはございますでしょうか。

○佐々木委員 ただいま事務局から御説明がありましたように、汚染土壤封じ込め槽、今回、工事中には注意をするというようなことも記載されておりますけれども、333 ページを見ていただきますと、封じ込め槽をSMW又は防水シートで内張りした鋼矢板で遮水され云々と書いてありますけれども、これだけでどちらがどういう対応をされているのか、また項目はわかりましたが、果たして含有量が超えているのか、溶出量が超えているのかとか、詳細がわ

かりませんので、事務局にお願いしまして、以前の平成3年の環境影響評価書ですとか、その後の事後調査報告書などを見せていただきました。

そうしますと、構造等がしっかりと記載されておりますので、この施設は今回改修するわけですけれども、また将来、いずれはまた改修する、そのときに今回の出された資料だけではその詳細がわからないので、できましたらば、以前の評価書にしっかりと書いてある、こういう構造でこういうふうな内張りをした鋼矢板でなっている、項目ではどうだったということがわかるようにしていただければ、将来にわたって適切に管理が進むのではないかと考えました。

もう一点は、地下水のほうは、例えば、江戸川区長などからも懸念の声はございましたけれども、ここが実は江戸川に隣接しております、干潮区域です。海水中のフッ素、ホウ素などは当然地下水に入ってくる。また、東京湾沿岸は、土壌深部は有楽町層とって自然由来のヒ素がありますので、これについてはほぼ自然由来であろうと。自然由来であっても、飲水する場合にはリスクがあるわけですけれども、周辺は飲用井戸などはないようですので、特段これについても問題はないだろうというふうに考えております。

以上です。

○平手部会長 どうもありがとうございました。

それでは、私のほうから、江戸川区長からの意見、2番目ですね、今、御説明がありましたけれども、どういう形で対応されるんでしょうか、江戸川区に対しては。評価書のレベルではゼロ回答になっているので、どういう形の説明をされるのか。

○森本アセスメント担当課長 事業者の見解としましては、事業の実施に当たっては、土壤汚染対策法、それから東京都環境確保条例に基づいて単位区画を設定した上で、土壤汚染のおそれの度合いに応じた調査区分値に分類して土壤調査を行うとしてございます。それで、この調査において汚染が判明した場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じていくとしてございます。また、工事中に発生した地下水を公共下水道に排出する際には、下水排除基準に適合することを確認して排出するという見解を伺ってございます。

○平手部会長 見解はそうなんですけど、江戸川区に対しては何か改めて説明するのかどうかということで、どういう説明をされるのか。要するに、ここに関して「評価理由を評価書等において明らかにされたい。」と書いてありますよね。それについて答えは、口頭で、あるいは書面でも何かの形で対応されるんでしょうかということです。

○森本アセスメント担当課長 この「評価理由を評価書等において明らかに」というところですけども、このところについては、評価書、それから事後調査報告書等で、調査結果等で明らかになって反映させていける部分については反映させていただくということで調整を進めていきたいと思います。

○平手部会長 はい、わかりました。

それでは、ほかに何か御質問等がございますでしょうか。

藤倉委員。

○藤倉委員 今、佐々木先生からも御指摘があったのと同じことになるかもしれないんですけど、評価が、この工場内の土壌汚染に由来した地下水汚染はありませんと、こう言っているんですね。

それで、工場内の土壌汚染というのには本当は2種類あって、1つは、今回土壌汚染を調べているように、今ある建屋とその周りに煙経由なり何なりで土が汚れていて、それによって地下水が汚染されているかというのが1つと、もう一つここで大事なことは、過去の封じ込め槽が漏れていなくて、きちんと機能しています、ということがいかに言えるかという点です。今の評価書の表現は、工場内の土壌汚染としか言っていないので、それがどちらを指しているかわからないし、どちらかという、今のこの説明は、封じ込め槽がきちんと機能していることにほとんど言及していないといって過言ではないように思うんです。

それで、そのために何が必要かという、1つは、地下水の採水地点が不圧地下水だとしか言っていないで、地下何mぐらいのところを流れているのかということも全く言っていないんですが、封じ込め槽は、これを読むと、地下約2mに存在していて、深さ7mとか4mとか書いてあるんですけど。だから、そこが万が一にも漏れていないことをこの地下水の調査が証明できているのか否かがわからない。それで、多分③の地下水の採水地点が下流方向のようなんですけれども、そういう説明もない。

私としては、このまま封じ込め槽を維持するというのなら、今の封じ込め槽はちゃんと封じ込め機能があるよということをきちんと行ってほしいので、だから、③はこういう深さで封じ込め槽の周りを通る地下水を測っているけれど、問題がないと考えられるとか、そういうことを、きちんと本当は言っていたきたいと思います。①もなんですけどね。

それから、佐々木先生もおっしゃられていましたけど、そもそも六価クロムとカドミウムと鉛と亜鉛が超えている。それで、多分これは10倍濃い要処理基準だとは思いますが、じゃこの封じ込め槽の中に入っているヒ素、当時フッ素の基準があったかどうかかわからない

のですけども、例えばヒ素は本当はそんなに高くないものを埋めていたんだとかいうことを言った上で、だから外に出ている地下水は自然由来だとかというふうに、封じ込め槽を今の位置に置くのであれば、封じ込め槽の機能が維持されていることを、今あるデータからでももうちょっと丁寧に説明するべきではないかなと思います。

というわけで、地下水の深さ関係だけ、もしわかれば、今はお答えいただけませんか。

○森本アセスメント担当課長 評価書案の 364 ページをちょっとご覧いただきたいのですが、不圧地下水位の水位のところというのが、こちらでいくと A.P. 0~A.P. 1.0、そのあたり。それから、19 ページのところ敷地地盤が A.P. 2.5m というふうにありますので、実際のところはグラウンドレベルが-2.5m~1.5m のあたりだと思います。それで封じ込め槽はそこから地下 2m のところにありますので、不圧地下水は-2.5~-1.5 のところということになるから、漏れているのであれば既にそちらのほうで検出される形かだと思います。

○藤倉委員 ちょっと確認していいですか。

333 ページには、この封じ込め槽は地下 2m のところから深さ 7m、だから-9m、地表から 9m の深さまでに存在をしているわけですね。それともう一つが、2m~6m のところに存在しているわけですね、多分。そういう理解でいいんですかね。この 333 ページに書いてある内寸法云々というやつですね。

○森本アセスメント担当課長 封じ込め槽の深さということでしょうか。

○藤倉委員 そうです。

○森本アセスメント担当課長 そこは、地下 2m~7m、深さが 7m ですので、おっしゃるとおりでございます。

○藤倉委員 だから、そうすると、ちょうどさっきの地下水の 363 ページのほうにあるのは、不圧地下水は封じ込め槽の上端にかかるかどうかあたりのところを流れていて、ちなみに言うと、その下の被圧地下水はさらにもっと下なので、粘土層か何かがあつて被圧地下水には多分影響はないだろうと。だから、影響があるとしたら不圧地下水のほうで表れるだろうということですね。

○森本アセスメント担当課長 そうですね。そうなります。

○藤倉委員 そう書いてほしいなということですね。

○平手部会長 よろしいですか。

じゃ、事務局のほうで対応を。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御指摘をありがとうございます。

今、おっしゃっていただいた調査地点の深さ、それから封じ込め槽の構造、それらの関係性等、確かにこの評価書案では御指摘のとおりわかりにくい部分がございますので、いただいた御意見については事業者のほうに伝えまして、次の評価書の段階で具体になるよう調整を進めてまいります。

○平手部会長 それでは、ほかに何か御質問はございますでしょうか。

それでは、土壤汚染につきましては、指摘の趣旨を答申案に入れることといたします。

次に、電波障害について事務局から説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

本日の資料 7 ページをお願いいたします。資料 1-3、電波障害の項目審議資料でございます。

お手元の評価書案の 409 ページをお願いいたします。電波障害について説明いたします。

最初に、現況調査でございます。調査事項は、表に記載のテレビ電波の受信状況など 4 つの事項でございます。なお、地上デジタル波によるテレビ電波は、反射波等の障害に強い伝送方式を採用してございまして、この地域の電界強度が強いことから反射障害はほとんど起こらないと考えられるため、地上デジタル波による受信障害は遮蔽障害のみとしてございます。

続いて、調査方法でございます。テレビ電波の受信状況ですが、調査地点は 411 ページ、こちらをお願いいたします。411 ページの図に示したとおりでございます。

赤色の丸が電波障害の調査地点でございまして、東京局及び千葉局を対象とした電波到来方向並びに遮蔽方向について検討した 30 地点を選定してございます。

続いて、調査方法でございます。412 ページをお願いいたします。

現地調査は、こちらの図に示す概要図によりまして、また表に示す機器を使って行ってございます。

413 ページをお願いいたします。調査結果でございます。

地上デジタル波の画像評価、それから品質評価を、それぞれこちらの表に示してございます。画像評価については、東京局及び千葉局は、全ての地点で評価丸でございます。品質評価については、東京局は 19 地点全てにおいて評価 A もしくは B でございまして、良好に受信されてございます。千葉局は 11 地点全てにおいて評価 A であり、良好に受信されてございます。

415 ページをお願いいたします。

高層建築物及び住宅等の分布状況でございます。計画地周辺の高層建築物の分布状況は 394 ページの図に、また住宅などの分布状況は 80 ページの図、それから 81 ページの図に示すとおりで、計画地の北西側及び西側は 6 階以上の建築物がまばらに存在してございまして、その他の方位は低層の建築物が密集してございます。

1 枚おめくりいただきまして、416 ページをお願いいたします。

予測でございます。予測事項は、清掃工場の建築物等によるテレビ電波の遮蔽障害としてございます。予測の対象時点は計画建築物等の工事が完了した時点、予測地域は現況調査の調査地域。予測方法は、地上デジタル放送が構造物及び現地調査結果、衛星放送が構造物による電波障害予測式によるものとし、地上デジタル放送、それから衛星放送、それぞれにこちらの本文に記載の手引きに基づきまして、遮蔽障害の及ぶ範囲について予測してございます。予測条件として、計画建築物の頂部は周辺地盤 GL から約 28m の高さとし、また構造は鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造）としまして、煙突は高さ 150m、外筒は鉄筋コンクリート造としてございます。

予測結果は、評価とあわせて説明いたします。

419 ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。

工事の施行中は、こちらに記載の 3 つの事項でございます。工事の施行中にテレビ電波障害が生じ、本事業に起因する障害であると明らかになった場合には、地域の状況を考慮して、ケーブルテレビの活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善など、速やかに適切な措置を講じること。クレーンについては、未使用時はブームを電波到来方向と平行に向けるなど、極力障害が生じないように配慮すること。工事現場には当組合の職員が常駐し、苦情等の対応を行うとしてございます。

また、工事の完了後は、記載の 2 事項でございます。予測地域外において本事業による電波障害が明らかになった場合は、原因調査を行った後、必要に応じて適切な対策を講じる。それから、当組合の職員が苦情等の対応を行うとしてございます。

続いて、評価でございます。

評価の指標は、施設の建替えに伴う電波障害を起こさないこととしてございます。

評価の結果は、417 ページをご覧ください。

こちらの図をご覧くださいいたしたいんですが、こちらの図のとおり、工事の完了後において、計画建築物などにより、地上デジタル波については、千葉局は、最大で計画地の西側約 80m、

幅約 170m の範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性があるとしてございます。

418 ページをお願いします。

衛星放送については、BS・CS 放送は最大で計画地の東側約 140m、幅約 12m の範囲、JCSAT-4 は最大で計画地の東側約 70m、幅約 12m の範囲、JCSAT-3 は最大で計画地の東側約 60m、幅約 12m の範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性があるとしてございます。なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じることにより電波障害は解消されると考えることから、本事業に係る電波障害は、評価の指標とした施設の建替えに伴う電波障害を起こさないことを満足するとしてございます。

評価書案での説明は以上でございます。

本日の資料 7 ページにお戻りください。

7 ページの中ほどより少し下でございます。都民の主な意見はございませんで、関係区長等の意見は、1 枚おめくりいただきまして、8 ページをお願いいたします。

江戸川区長からは、電波障害が予測される地域の住民に対し周知を行うこと。また、予測地域だけでなく、予測地域外においても電波障害が発生した場合に適切な対策をすることという意見をいただいております。

これについて事業者の見解としましては、地上デジタル波については工場西側の公園、それから駐車場が電波障害の予測地域となっているんですが、その際に住宅は含まれないと。また、衛星放送波については、煙突によって一部の地域が電波障害の予測地域となっていますが、建替え後の煙突の位置、形状は、既存の煙突とほとんど変わらないため、新たな電波障害が生じる可能性は低いと考察すると伺ってございます。電波障害予測地域の周知については、環境影響評価書案説明会や建替え協議会において説明を行うとともに、一部事務組合のホームページに環境影響評価書案の全文及び説明会での配付資料を掲載し、情報発信を継続いただくと。今後、本事業による電波障害の発生が明らかになった場合は、予測地域に関係なく適切な対策を行うと伺ってございます。

市川市長からの意見はございませんでした。

以上を踏まえまして、御担当の小林委員に検討をいただいた結果、意見なしとしてございます。

電波障害についての説明は以上でございます。

○平手部会長 本日、小林委員は欠席されておりますが、事務局のとおりと伺っております。

その後、小林委員からコメントなどは届いておりますでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 特段なしということでございます。

○平手部会長 それでは、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

よろしければ、特に御意見がないようですので、電波障害につきましては「意見なし」とさせていただきます。

本日予定いたしました審議は全て終了いたしましたので、何かほかにごございますでしょうか。

柳会長。

○柳審議会会長 前回の総会の際に御検討いただきたいということで発言したことですけれども、先ほど指導事項として、答申案文には入れないけれどもこういうことを事業者に指導しますよという場合に、それを記録として残すような方策を御検討くださいということをお伝えしたと思いますけれども、先ほどの土壌汚染についても事業者に指導するということですので、答申案文には入っていないけどその指摘の事項について何らかの形で残すと。それは、答申案という形、検討のときにどこかに書かれていないと記録として残らないんじゃないかなとちょっと危惧してるんですけども、それは今どういうふうに御検討されているか、状況を教えていただければ幸いなのですが。

○真田アセスメント担当課長 前回の12月の総会において、会長のほうから今おっしゃっていただいたようなことがございました。それを受けまして、ただいま事務局のほうで、部会で意見とまではいかないものの、事業者伝えていく、あるいはきちんとこういったことに配慮するというような知事審査意見に必ずしも反映しないようなことについては、この部会が終わった後に議事録等ができて、その後報告ができるような段階になって審議会の場で報告をしていくような仕組みを考えてございます。

○柳審議会会長 わかりました。それは記録として残るんですよ。

○真田アセスメント担当課長 審議会の場で報告することですので、当然議事録には残ることになるかと思えます。

○柳審議会会長 議事録に残ることが今後の技術指針の改定とか類似事例にどういうふうによく反映していくのか、そこが問題なんですよ。それが答申にあわせて指摘事項という形に、答申案文で言われた意見以外の指導事項という形でちゃんと残らないと、何だかんだそれ単に議事録に残ってるだけじゃ余り効果はないんじゃないかなとちょっと危惧するんですけど、どうでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 今の御指摘を受けまして、どういう形の記録があるかいろいろ

ろ検討して、ここで審議会でもいただいた貴重な御意見がきちんと評価書案から評価書に反映されるように記録等をつくっていくという仕組みを考えていきたいというふうに考えております。

○柳審議会会長 藤倉委員、何かほかの他県の例などご存知ありませんか、何かこういうのがいいですよというのは。

○藤倉委員 他自治体の例では、部会制をとってないんですが、毎回出た意見で、いわゆる単純質問で答えれば終わるものを確認事項といい、答申に入れるものは答申事項といい、その中間、答申事項ではないんだけどやっぱり御指導いただきたいことは指摘事項といって、それが全部一覧表になって整理されて、こういう形の審議会の資料としては出てくると。だから、1件終わると、答申事項がどれで指摘事項は何で確認事項が何だったかが全部一覧表になっているような形で最後終わるんです。それをこうつけ足していくような形にしているので、そういうのも一つ参考にされてはどうかと思います。

私も、議事録に関しては、総会は確かにインターネットでも全部出てるんですけど、部会の議事録ってネットなどでは出てなかったように思うのですが。

部会も出てましたか。でもそれ、たしか全部をさかのぼれないですよ。だから、すごく検索するのが実は大変なので、議事録だけじゃないほうがいいんじゃないかと思います。

○真田アセスメント担当課長 今の貴重な御意見、ありがとうございます。それを踏まえまして、事務局のほうで記録をきちんと残すような形を検討していきたいというふうに考えております。

○平手部会長 お願いいたします。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

よろしければ、これで第二部会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後4時34分閉会)